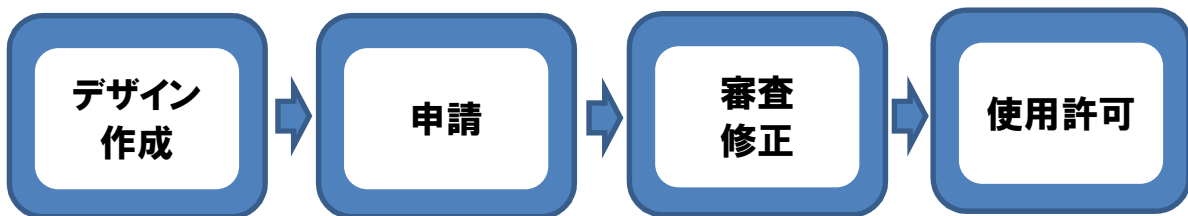


にゃくっちの使用についての手引き

◆申請手続きについて

にゃくっちのイラストや写真を使用する場合は、個人、または限られた範囲内で使用する場合を除いて、事前に下仁田町に申請を行い承認を受ける必要があります。

- ①申請書に利用する商品等のデザイン(案)を添付し、産業観光課へ提出してください。(申請書は、下仁田町役場HPよりダウンロードできます。)
- ②受付終了後、産業観光課で審査を行います。
この段階で修正などの必要が生じた場合はご連絡させていただきます。
- ③産業観光課の審査後、承認印を押印した「申請書写し」を発行いたします。



◆申請書提出先

郵送・持参

〒370-2601
下仁田町下仁田682
下仁田町役場

Eメール

下仁田町役場
(産業観光課あて)
kankou (@アットマーク)
town.shimonita.lg.jp

FAX

下仁田町役場
(産業観光課あて)
0274-82-5766

◆about にゃくっち

【誕生日】

平成13年8月14日「下仁田こんにゃく夏祭り」の日

【出生の秘密】

「こんにゃくの町下仁田」をPRするため、町内の小中学生を中心にアイデアを募り、多数応募作品から選定されました。下仁田こんにゃく夏祭り実行委員会と下仁田町蒟蒻消費拡大推進協議会のキャラクターとして活躍してきましたが、平成27年に“下仁田町公認キャラクター”として改めて認定されました。

【原作者】

荻野友美さん(当時中学2年生)